

別表2（第3条関係）

補助金の交付対象としない業種

- 1 大分類A－農業、林業
- 2 大分類B－漁業
- 3 大分類J－金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に属するものを除く。）
- 4 小分類831－病院、小分類832－一般診療所、小分類833－歯科診療所
- 5 中分類85－社会保険・社会福祉・介護事業
- 6 中分類93－政治・経済・文化団体
- 7 中分類94－宗教
- 8 次に掲げるサービス業等
 - （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業。
 - （2）小分類803－競輪・競馬等の競走場、競技団
 - （3）細分類7291－興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - （4）細分類7999－他に分類されないその他生活関連サービス業に属する易断所、観相業、相場案内業
 - （5）細分類8094－芸ぎ業及び芸ぎあつ旋業
 - （6）細分類8096－娯楽に附帯するサービス業に属する場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - （7）細分類9299－他に分類されないその他の事業サービス業に属する集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）

備考 産業の分類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による。